

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄

備考1 使用の本拠の位置（自宅等）と同じ敷地内に保管場所を設ける場合、または、使用の本拠の位置と保管場所が旧自動車と同じ場合は、所在図の作成を省略することができます。

ただし、省略する場合は申請・届出書の「※保管場所標章番号」欄に旧自動車の保管場所標章番号を記入してください。

なお、警察署長が必要と認めた場合は、所在図の提出を求められます。

2 使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入してください。（鉛筆、シャープペンシルは不可）

備考1 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入してください。（鉛筆、シャープペンシルは不可）

2 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所の位置を明示してください。